

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>民間施設であれば、入居者が管理費等を支出し、改修などのメンテナンスを施設の管理者が行うが、公共施設では、このような積立が予算として計上されていないのか。</p>	<p>これまで、公共施設の改修や修繕については、軽微なものは予算の範囲の中で対応し、また、工事に分類される大規模なものは、計画的な更新や大規模修繕にかかる費用を見込み、必要となる経費をあらかじめ積み立てておくことは、庁舎等の一部の大規模な施設を除いて行われてきませんでした。</p> <p>そのため、今後は、主要な施設から、適切な時期に劣化調査を行い中長期的な整備計画を策定し、不具合が生じる前に改修や修繕を行う方式（予防保全方式）への移行により、公共施設の長寿命化と全体としてのコストの削減の両立を図り、利用者の満足度の向上にもつながりますよう、取り組んでいきたいと考えています。</p>
2	<p>公共施設は施設によって管理の窓口が異なるが、メンテナンス等に関する専門的な知識を有し、説明ができる職員を配置すべきではないか。また、見積及び施工に関する支払金額など、無駄があるのではないか。</p>	<p>職員の配置には様々な要素が関係しており、基本的に、公共施設を利用していくための日常的なメンテナンスや軽微な修繕に関する業務は、それぞれの施設を所管する所属で担当することとしています。</p> <p>また一方、設備の高度化などにより、施設の維持管理を行うために必要な知識や技術の水準も上がっていることから、これまで以上に、所属間における情報の共有を図り連携の強化に取り組むことで適切な対応を行っていききたいと考えています。</p> <p>併せて、今後は、全庁的な体制の下でインフラ施設を含む公共施設の適正配置や長寿命化を推進することとしており、この中で、研修の機会を設けるなどにより、対外的な説明能力を含めて個々の能力の向上を図るとともに、経費を抑え不要な支出を招くことのないよう取り組んでいきたいと考えています。</p>